

足利義満の公家化

伊 藤 旭 彦

はじめに

室町三代將軍足利義満は、武家の統領であるとともに、公家社会とも密接な関係をもち、その権勢は太政大臣の極官に就いたばかりか、薨去後にいわゆる太上天皇尊号問題の生ぜしめるに至つたことなど周知のところであろう。義満のかような点については、早くに田中義成氏が、最近では臼井信義氏が論じておられる。⁽¹⁾ いうまでもなく両氏の研究には、義満に関するあらゆる問題点が論じられ、もはや容喙の必要さえもないように思われるが、義満の公家化について異論もあるので、⁽²⁾ 公家化の意味を先学の驥尾に付しながら再考してみたいと思う。

義満の祖父尊氏や父義詮は、征夷大將軍として武家に君臨するとともに、公家社会に対してもそれなりの政治力を及ぼしていた。しかし彼らはあくまでも武家として公家とは別の世界を構成するものであつた。義満も又武家の統領としての將軍の權威をあくまでも貫徹しようとしてゐるが、同時に、祖父や父にみることでできない公家的要素を義満の中に見出すことができるのである。その点は、祖父や父と義満のおかれてい

た歴史的環境の差に基づくと考えられるが、それはただ單純に時代的差異とすることはできず、義満が自らの權威を高揚させる手段として積極的に公家社会の中に自己を位置づけていつたことの結果でもある。したがつて、いかにして彼がそのような行動をとつたのかを考えることは、ひとり義満その人の歴史を解明するに止らず、そのことを通じて室町幕府の性格の一面を明らかにすることができると考えるのである。いま義満のいわゆる公家化の経過を大観すると、義満が公家的官職を入手していく過程と、それを入手したあとではおのずからその行為の意味するところに相違があつたと思われるから、義満の生涯を大まかではあるが、四つの時期に分ち、それぞれの時期の特色を考えながら、義満の公家化の意義を論じていくことにしたい。すなわち、義満が、貞治六年父義詮の譲を受け、康暦二年従一位に叙される直前までを第一期、従一位に叙されてから、応永元年太政大臣任命の直前までを第二期、太政大臣の任命から出家に至る期間を第三期、それ以後応永十五年の薨去に至るまでを第四期とする。

註

(1) 田中義成『足利時代史』、白井信義『足利義満』(人物叢書、以下兩氏の研究はことわらない限り、同書による)。

(2) 公家化の意味について最近、永原慶二氏は、「義満について公武の提携的な意味での『貴族化』を強調することは、彼が王朝権力の最終的消滅過程で登場する点を念頭におけば、妥当な見解ではあるまい。」と述べられている(『南北朝内乱』四、註12、岩波講座『日本歴史』中世)。たしかに氏のいわれるように、義満の行動には公家社会を彼の恣意に従属させようとしている点があり、したがって、公武の提携的な意味での「貴族化」という点では、妥当ではないのであろう。しかし義満が、「王朝の權威の最終的消滅過程で登場」したにもかかわらず、なおそのような段階においてすら、義満が公家的官職を入手しなければならなかったという事情を考えると、義満の公家化には目的と手段との二面をもつことが明らかとなるから、義満の公家化を一面的に評価することは妥当ではない。

第一章 公家社会との接触

貞治六年十一月二十五日父義詮の譲を受け、翌応安元年十二月三十日十一歳の若年をもつて征夷大將軍に任じられた義満にとつて、南北兩朝の抗争の帰趨はすでに目にみえていたとはいえ、南北朝の動乱期に武家の統領としての將軍の座は容易なことではなかった。しかもこの動乱を通じて成長してきた守護は、幕府の内部において、より一層權力の中核に接近しようとするが、各地においても守護相互間の争いを展開し、勢力拡大に腐心していた。このような事態の中で將軍になつた若年の義満に対し、貞治六年九月父義詮は補佐役として細川頼之を四国の讃岐より招じ、後事を託したのである。⁽²⁾ 尊氏や義詮は、戦乱を通じてその武威を

諸方に示し、將軍の權威を自己の武勲の中より形成して人々の信頼を集めていた。それだけに諸国守護らに対し威令を下すことも可能であつたが、戦乱の中で人々を服従させるだけの十分な統率力を持たない若年の將軍の補佐は頼之にとつて難事業であつた。したがって頼之の使命の一つは、若年とはいえ將軍の權威をいかに高揚させるかにあつた。⁽³⁾ ところで將軍の權威は、さきに触れたように將軍自らの武力等に基つて形成されるものと、將軍職そのものにまつわる權威と二通り考えられるが、頼之がいかに苦心しようとも頼之補佐時代は義満も若く、前者の意味で權威を確立するのは困難であつた。たとえば頼之が斯波義將らによつて失脚させられたときの義満の態度をみても(後述)、武將としての義満の權威がどこまで貫徹していたかどうか疑問であらう。このように武將としての權威が義満にまだ十分備わっていないとすると、もう一つの將軍職にまつわる權威が問題となつてこよう。

いうまでもなく將軍職は朝廷より付与されるものであるが、他の公家的官位の任免権も朝廷にあり、いかに將軍といえどもそれらの任官叙位を左右することは、義満の初年には不可能であつた。しかも幕府を京都に開いて以来、室町幕府の侍達は一方に公家的身分秩序による序列と、他方に武士としての序列との二重の身分体系の中で併存している。このような社会体制の中で、義満が自らの權威を守護をはじめ侍達に誇示しようとするれば、同時に二つの身分体系の中で他を圧倒する存在とならざるをえないのであろう。父も祖父も征夷大將軍として武士に対する一

方、公家的身分秩序に基づいて従二位権大納言の官位を入手していることは、ただ単純に公家との接触によつて、その結果としての官位とのみはいえず、やはりこの点を通して武士に対する発言権をもつ意味の重要性に着目したからであろう。そのみではない。鎌倉幕府と異なり、公家との交渉が重要な課題となつている室町幕府において、公家との交渉に一定のルールを必要としている。たとえば足利直義が従三位に叙せられようとしたとき、頻りに固辞したが、「而近来連々咫尺竜顔之間、大略為公卿礼、不昇其位被設其礼、中々有事恐之由、人々少々諷諫」といわれて叙位されている。⁽⁴⁾公家社会における行為は公家的身分秩序に規定されている。しかも藤直幹氏の指摘されるように、このころ武士にとつても所帯の官位に相應の作法を守るべき必要が生じていたとすると、⁽⁵⁾尊氏や義詮がただ単に武士に対するのみでなく、公家に対する発言権をもつ上からも官位を必要としていたのは明らかである。このように尊氏や義詮ですらも武士を統御し、更に公家に対してもなお発言権を握つていこうとするに際して公家的身分の確保を求めていることは、義満にとつては、より一層重要な意味があつたと思われる。

さて義満は、延文三年に生れ、貞治五年九歳で叙爵されている。ついで翌六年十歳で正五位下、左馬頭に叙任せられ、翌応安元年十一歳で父義詮の讓職によつて將軍職を嗣ぎ、同六年十六歳で参議兼左近衛中将に任ぜられ、永和元年十八歳で従三位、同四年二十一歳で従二位権大納言兼右近衛大将に叙任されている。この官位昇進の早さを義詮に比較して

考えたとき、それがいかに著しいかが明らかとなろう。義詮の叙爵は六歳で他に類例をみないほど早かつた。その後も義詮の官位昇進は当時の公卿の一般的例からみても非常に早く、十八歳で従四位下、二十一歳で参議に任じられている。これは尊氏の建武の中興における功績が認められた結果と思われる。しかしその時以後の義詮の官位昇進は必ずしも早くなく、従三位に叙されたのは二十七歳のときであり、尊氏の死後、征夷大將軍になつてから権大納言従二位に至るのは三十四歳であつた。

義詮が三十四歳にしてようやくたどることのできた従二位権大納言を、義満は僅か二十一歳の若年で到達していることは、朝廷内における義満の地位を考える上で極めて注目される。ことに義詮のような官位昇進の事例は当時摂関家以外の藤原氏や源氏の中に例を求めることは不可能でないが、義満のような急激な昇進は摂関家以外に清華家を挙げ得るのみである。この点は義詮の公家社会の中で占める位置の重要性に起因したとも考えられるが、尊氏の死後、義詮の官位昇進が遅々として進行しなかつたのにくらべ、義満の場合、義詮の死後にも急激な官位昇進が行なわれたことを考えてみると、すでに將軍家の権威が公家社会の中で重要な意味をもつていたことを考えざるをえない。当時の公家には独力で莊園を維持することは困難であつた。たとえば公家領の一つである近衛家領近江国神崎郡柿御園が京極高詮に押領されたとき、將軍家を通じてその返却を求めている。⁽⁶⁾このことは武士を統御する將軍家以外に公家としては頼るところがなかつたからであるが、実は公家領の安堵が尊氏

によつて行なわれて以来、それは將軍にとつて重要な政務の一つになっていたことも関係するのであらう。それだけに義満に対し、急激な官位の昇進をもつて朝廷内に遇せんとしたこともあつたのではなかつたらうか。ともあれ義満の公家化といわれる現象は、武家の統領として未だ超越的な権力を確立していない義満が、自己の權威を公家的身分という外的標準でもつて他の武士に示すことを必要とする一方、没落しつつある公家衆が、將軍を自らの擁護者として公家社会の中に位置づけようとしたことに由来するものではあるまいか。義満の公家化の原因を少なくとも上記の二つの側面から考えておかねばならないであらう。

註

- (1) 本稿におけるすべての任官叙位等については、いちいち出典を記さないが、特にことわらない限り、『足利家官位記』(『群書類從』第四輯補任部)及び『公卿補任』(新訂増補国史大系本)による。
- (2) 『細川頼之記』(『改訂史籍集覽』新加書別記類第二十四册)
- (3) その間の事情については『細川頼之記』(前掲)に詳しい。
- (4) 『國太曆』康永三年九月二十三日条
- (5) 藤直幹『中世文化研究』
- (6) 『後深心院関白記』応安四年六月十三日条

第二章 公家的身分の確立

康暦二年正月義満は従一位に叙せられた。ときに二十三歳である。すでに義満の場合、戦乱に明け暮れた尊氏や義詮にくらべ公家との関係はより密接で、自らも公家化していた。それだけに義満が従二位に叙せら

れたときの年令の若さからみても、近い将来の従一位昇叙は予想されるところであつたが、祖父・父ともに生前に果しえなかつた位階に叙せられたことは、足利將軍家の歴史の中でも画期的な出来事の一つと思われる。この前年、室町幕府の内部において一つの事件があつた。すなわち前將軍義詮の命を受け、幼將軍の補佐役に任じられていた執事細川頼之は、山名・斯波等の大守護からの攻撃を受け、義満によつて四国への下向を命じられ、ついに十二年間に亘る頼之の執政に終止符を打つたのである。⁽¹⁾この事件の意味は、義満の權威高揚に努めてきたといわれる頼之が、多くの守護の反対の前に容れられなくなつたとき、義満は頼之を見捨てざるをえず、したがつて義満の武士に対する超越的な支配権はいまだ確立されていなかったことを示すところにある。しかし義満の武家としての支配権がこの後も確立されなかつたというのではない。これらの点は別の機会に論じたいのでこれ以上触れないが、この事件は、義満が逆に權威を高めていく上で重要な意味をもつていたと考えられる。そして義満は、この事件を契機に、従来の頼之の補佐から離れ独自の政治を展開しはじめるのであるが、そのときに至り、義満は従一位に昇叙され、父祖以来の位階を超越したのであつた。

ところでこの少し前、義満は室町第の建築にとりかかつた。⁽²⁾この地はかつて義詮が室町季頭から買得し、崇光上皇に寄進して仙洞御所となつていたが、永和三年の火災で同御所が焼失したのち、義満が譲り受けていたのである。⁽³⁾室町第は花の御所といわれるように、⁽⁴⁾規模の壮大さばか

りか、優美を極め、鴨川から水を引き、一町に余る池を作ったとか、多くの殿舎が建てられていたとかい⁽⁵⁾う。春に桜、秋に紅葉と四季折々の花木が植えられ、將軍の第として史上はじめての規模であつた。この室町第の建立は、いくつかの問題を含んでいる。

第一に、当地が従来の將軍家の居所であつた三条・四条でなく、二条の土御門内裏と極めて接近した位置に建てられていること、この点はずでに黒川直則氏の指摘されるように、公武の關係に変化の生じてきたことを考えさせる。⁽⁶⁾

第二に、永和三年の火災で焼失したとはいへ仙洞御所跡を義満が申請してもらっていることである。この地が義詮から上皇に寄進された因縁があるとはいへ、一旦仙洞御所となつた土地の払下げが行なわれている点は、その払下げの事情が今日のところ明確でないとしても、義満の朝廷内における立場の容易ならざることを示している。

第三に、この邸宅の建立の際、花の御所といわれるだけに数多くの名木珍樹が蒐められているが、中でも義満は近衛家庭前の糸桜を所望し、新第に運ばせている。⁽⁷⁾ 糸桜は近衛家の象徴ともいえる名木であるが、義満は自らの権威をもつてそれを運ばせたのであつた。その後も近衛家の庭前より銀杏や榎の木が徴発されている。⁽⁸⁾ 当時、公家が次第に没落しつつあつたとはいへ、五摂家の中でも重要な位置を占める近衛家よりこのような樹木を徴発できるようになっている義満の権勢は、公家社会内部における彼の地位のみでなく、將軍としての武士の統領という側面をも

つて可能となつたのであろう。なお近衛家の木々のみをもつて室町第が花の御所といわれたとは思われず、この他にも多くの貴族の邸宅からも木々が蒐められたことであらう。⁽⁹⁾

第四に、第一とも関連するが、室町第の完成後の永徳元年三月、同第に後円融天皇の行幸を仰ぎ、義満は天盃を賜わるが、その日以降、舞御覽・蹴鞠・和歌御会・船遊・詩歌管絃等のいわゆる宮中御遊の数々が連日連夜行なわれた。⁽¹⁰⁾ 爾來宮中御遊が度々この室町第で行なわれ、將軍邸に公家的世界が現出したのである。

室町第の造営は、義満の立場を公家社会において実質的に確定することになつたが、これを具体的にいえば、この頃義満は摂家と同等の地位を確保しはじめていたのである。すなわち康暦元年七月二十五日、義満の右大将拝賀の参内に際し、二条良基等が議して義満の参内・参院等の作法を以後摂家にならうと定められたことがあつた。⁽¹¹⁾ 良基と義満の間が親昵であつたことも関係するが、義満が摂家と同様の行動をとることが公認されたのである。もつとも『後愚昧記』によると、これより八九月前の康暦元年正月七日、白馬の節会参内に際し、義満は執柄の人と同様の道筋をとつたことが知られる。これが公認されたものであつたのか、非公認ながら義満の権勢によつて行なわれたものなのかわからないが、この記事は義満が摂家と同様の行動をとつたことを示す最初のものである。そして間もなく摂家に准ずる行動が許されたのであつた。このように義満の行動が摂家と同様の扱いを受けはじめたとすれば、義満が

父祖の最高位（從二位）を越え、家格としては摂家・清華以外に容易に昇叙しえなかつた從一位の位に叙せられることは時間の問題であつたといえる。從一位昇叙から一年半後の永徳元年七月に、義満は内大臣に任じられた。いうまでもなく内大臣は、左右大臣とともに重要な官職であり、義満にとつて祖父や父の位階を越えたばかりか、官職においても祖父と父の最高位である大納言を越え三公に列せられたのである。⁽¹²⁾又その三カ月前の四月二十九日義満に対し家司の補任が行なわれている。この家司は家政を司る機関であつたが、武家の家政機関としてでなく、古来より親王家及び三位以上の貴族の家におくことを許された家政機関である。ところで義満が從三位に叙せられたのは六年も前のことであり、律令的な觀念よりすれば家司の補任はその時点で可能であつたが、二位であつた祖父も父もこのような家司の補任はなかつた。しかるに義満が家司補任が行なつてゐることは、義満の公家化という面で考慮すべきことであらう。

以上のように、摂関に准らえての行動の是認や朝廷からの待遇は、義満自身の内部にそれに相応しい行動を行なわしめるようになった。たとえば義満はすでに永和四年参内等の際し、摂関家の牛飼・番頭を率いて公家らの反感を買つていたが、⁽¹³⁾康暦元年七月二十五日の右近衛大将の任官に対する拝賀として参内のときは、武家と公家とを併せ扈從させている。⁽¹⁴⁾このときはじめて義満の行列に公家に加わつたのである。このように公家が義満の扈從に加わつたことは注目されるが、更にそれに止らず

永徳元年八月の内大臣直衣始参内に際しては、『後愚昧記』によると扈從するものは大納言以下公家ばかりであつたといわれている。⁽¹⁵⁾そしてこのとき以降、義満が公的（宮中の）行事に参列する際、公家のみを扈從させているのであるが、武家である義満が武家を扈從させないで公家のみを扈從させている画期が内大臣補任の直後であつたとなると、それは彼の意識を考える上で、極めて重要な意味をもつことになるであらう。⁽¹⁶⁾少なくともこの行為は、公家義満の姿勢を示しているとともに、義満自身が、公家としての立場を明確に意識していることの証拠になるであらう。

このように精神的に公家としての立場を意識しはじめた義満は、永徳元年正月七日の白馬の節会に際し外弁上首を勤め、⁽¹⁷⁾積極的に宮廷儀式に参加しはじめたのである。武家と公家との間に従来一線を画されていたのは、宮中における諸行事に際し、武家は参列こそしても実際にその行事の一端を勤めることはなかつた点にあつた。しかるに義満が外弁を勤め、儀式の進行に関与している点は、さきの公家扈從と同じく自らを公家の一人として位置づけているからに他ならない。その翌年の白馬節会には内弁を勤めている。⁽¹⁸⁾義満が公家と同様に節会に参加し、その行事の進行等の要としての役割を果していることを重要である。何故なら従来の將軍・武家にみられない義満のかような行動は、更に義満の朝廷内での地位を確立させていくこととなつたと思われるからである。武家の振舞いに対し屢々蔑視し、武家とは異なる生活・文化圏を構成していた

公家社会の中に、義満が積極的に自己を位置づけ、かつて異なる文化享受者としての意識をもつ公家と同等に、或は彼らを扈從させることによつて彼らの上に君臨しはじめた義満の行動は、この後も止るところがなかったのである。

しかしこのような義満に対し、当然ともいえるほどに公家の内部に反発が存在していた。たとえば三条公忠はその日記、『後愚昧記』において義満が参内・遊山に際し公家を扈從させていることに対し、「凡臨期迷惑、言語道断之沙汰也、然而令辞退者忽可及安否歟、無力之次第也」と記している。⁽¹⁹⁾この言葉の中にもみられるように、その反対は極めて無力で消極的であり、自己の内部における不満として現われても表面化することはなかった。それどころか彼の命に従わなかったときは安否のほども定かでないという不安が公家の中にあり、義満の権勢の前に公家達は屈伏せざるをえなかったのである。なお、御子左大納言のように、供奉の時刻に遅れて扈從しなかった上に、内大臣大饗のときの饗座に着座しなかった理由をもつて、内大臣直衣始の供奉の列からはずされている例もある。⁽²⁰⁾

ところで義満が公家の反対を押切ることのできる絶対的な権威を朝廷内において確立していく上で、彼の経済力も無視することはできない。かつて大嘗会に際し、武家の申沙汰があつたとか、⁽²¹⁾又後光厳上皇追善供養も武家より献ぜられた料足によつて行なわれた、⁽²²⁾という事例は、当時経済的に没落しつつあつた公家に対し、経済的に優位に立つ武家(義満)

の実力を示すものであつたが、公家衆扈從の場合にも何がしかの報酬が出されているようである。⁽²³⁾そしてこのようなことが、或は公家に対し強力な態度でその扈從を命じ、或はそれを禁じえた理由であつたのかもしれない。ともあれ義満の経済力或は荘園の安堵等の現実的な実力によつて公家らの不満は抑圧されざるをえなかったのである。

しかし、このような形において義満が公家を支配していたとしても、それだけで義満の公家としての権威が充分確立されたというわけではない。これまでも公家社会における序列の獲得(官位の昇進)を図る一方、それにふさわしい公家としての実力(儀式・典礼等の知識、詩歌管絃等の教養)を示すことに努めてきた義満にとつて、従前の官位は決して満足できるものではなく、その権威を確立するためには、より一層の地位を確保しなければならなかったのである。内大臣補任の後、義満は永徳二年正月二十六日左大臣に任じられ、同年閏正月十九日藏人所の別当に、ついで同年四月二十一日には院別当に補された。これらは朝廷からの義満に対する処遇として注目されるところであるが、更に翌三年正月十四日源氏の長者となり、ついで同月十六日には奨学院・淳和院別当となり、同年六月二十六日准三后の宣下も行なわれた。これらの補任の意味はそれぞれ重要であるが、義満の権威の確立という観点から若干触れておこう。

第一に、左大臣補任の意味であるが、父義詮の最高位は権大納言で、薨後に左大臣を贈られている。その同じ官職に義満は二十五歳で任じら

れた。しかも当時の公家社会をみると彼の上座に位置する者は太政大臣二条良基のみであるから、彼は他の公家らをへいげいする地位に補せられたことになる。

第二に、院の別当の補任であるが、このとき後小松天皇の即位に当り二条良基が摂政に補され、形式上良基が幼帝の補佐の地位に立つた。ところでそれから十日後に義満は後円融上皇の別当となり、事実上院政の実権は義満に掌握せられたのであつた。なお良基と義満が、昵近であつたことは周知の通りである。三条公忠は二条良基のことを大樹（將軍義満）扶持の人⁽²⁴⁾というが、又康暦元年八月二十五日二条良基の関白再任の奏請が公家ではなく、義満によつて行なわれている⁽²⁵⁾。両者の相互関係は極めて密着していたのである。

第三に、源氏の長者、奨学院・淳和院の別当の補任であるが、この点についてはすでに多くの人々の指摘のように、この両院の別当職は、保延六年鳥羽上皇の院宣により村上源氏の中院雅定が補されてから、その一族が永く世襲することとなり、やがてその子孫久我氏が相続し源氏の長者としてこれを襲職していた官であつた。しかし義満の代に入つて、彼がこれを奏請し、両院の別当に補されてより以後、江戸時代を通じて征夷大將軍が代々補任されるようになった⁽²⁶⁾。足利氏は源氏であるとはいへ、系譜的にみると傍系の田舎武士であつた。しかし義満の官位が昇進するにつれて義満は実質的に源氏の筆頭の位置に立つことになった。そのため源氏の長者に補せられ、そのシンボルとしての奨学院・淳和院別

当の地位を確保することとなつたのである。ところで義満が源氏の長者となつたことは明らかに藤原氏の長者たる摂関家を意識した行為といふことができるであらう。

第四に、准三后宣下についてであるが、武家として准三后宣下を受けたのは義満が最初である。そしてこの意味についても、古くよりいわれているように摂家に模してのものであつたことは明らかである⁽²⁷⁾。

義満に摂関的行為のみられるものとして、さきに参内・参院の際の行列を摂関に准ずることが許された例を示しておいたが、他にもいくつか挙げられる。たとえば永徳二年四月後小松天皇受禪の日、義満は幼主と同車して参内している⁽²⁸⁾。臣下にして幼主と同車し扶持することのできるのは摂政の任務の一つに挙げられるが、義満がそのことをなしているのは、明らかに摂政的な行為を意味するものと考えられる。又義満が節会の外弁・内弁を勤めたことはすでに記したが、『福照院関白記』によると内弁だけでも十九回も勤めたという。その際の儀礼について、当初は良基から伝授されたものが、度々の勤仕を通じて次第に奥義を究め、やがて人々に口伝したこともあつたとか、又練歩等の作法についても近衛道嗣から伝授され、やがて忠嗣に伝えているといわれている⁽³⁰⁾。このように儀式等に対する義満の知識は、単なる教養としてのものではなく、実際の場において活用されるばかりか、他の公家衆に対して伝授することのできたのである。摂関家は代々宮廷の儀式に詳しく、又このような知識をもつことが摂関たるものに求められたのであつたが、武家である義

満に摂関家の人々と同様の行為がうかがえる点は、義満のこの時点での意識を考える上で見落せない観点であると思われる。なお武家故実が義満を創始者とする点については藤氏の研究に詳しいが、このことは摂関家の行為につながる公家故実の修得を通じて可能になったのである。

以上、義満の補任についていくつかの点を指摘したが、そこでは単に官位が昇進しているというだけでなく、摂家に模されたという点が注目されるのである。義満のこのような官位昇叙、摂関に擬した行動は、当然、公家衆の中に色々の反響をよびおこしたであろう。それらの点は白井氏の著書に詳しいので省略するが、義満に対し阿諛追従する公家の態度を近衛道嗣はその日記に、「近日左相之礼、諸家崇敬如君臣」と記しているのである。⁽³²⁾

註

(1) 『花宮三代記』(『群書類従』^{第二十六}輯雑部)・『後愚昧記』康暦元年閏四月十四

日条

(2) この建築に関する記録がないので、具体的な建築開始の年次は明らかでない。又その建物は仙洞御所時代の火災で焼け遺つた建物をもとに造改築したものか、或は義満独自の建て方をしたものか、その建物の配置がどうであつたかも不詳である。しかし『後愚昧記』の記事によると、菊亭(今出川公直亭)を混領していることがみえているから、仙洞御所時代よりその敷地が拡大されていることは明らかである。

(3) 『後愚昧記』永和三年二月十八日条・同四年三月十日条

(4) 『翰林胡蘆文集』(『大日本史料』^{第七}之七)

(5) 黒川直則「宮廷と幕府」(『京都の歴史』3、第一章、第二節)

(6) 同右

(7) 『愚管記』永和四年二月二十八日条

(8) 『同右』永徳元年十月七日条

(9) 『兼宣公記』嘉慶二年二月九日条

(10) 『さゆく花』(『群書類従』^{第三輯}帝王部)

(11) 『満濟准后日記』永享元年二月二十七日条

(12) 尊氏・義詮はともに大納言を最高の官職とし、薨去後に左大臣を贈られている。

(13) 『愚管記』永和四年十月二十二日条・同年十一月九日条

(14) 『花宮三代記』(前掲)康暦元年七月二十五日条

(15) 『後愚昧記』永徳元年八月三日条

(16) 『満濟准后日記』永享元年二月二十三日条に鹿苑院の御参内等は、「毎事可為武家御義候敷、後ニハ一向公家御沙汰也」とあり、後には「本文の如く永徳元年八月以後を指すことは明らかである」。

(17) 『愚管記』永徳元年正月七日条

(18) 『公卿補任』永徳二年

(19) 『後愚昧記』永徳元年八月三日条

(20) 同右

(21) 『京都將軍家譜』(鹿苑寺藏)永和元年十一月条

(22) 『後深心院関白記』応安七年二月十四日・同二十一日・同二十四日条。

『応安七年曼荼羅供見聞略記』(『続群書類従』^{第二十六}輯武家部)

(23) 『鹿苑院殿直衣始記』(『群書類従』^{第二十三}輯武家部)、なおさきに摂関家の牛飼・番頭を引率して公家の反感を買つたと記したが、『愚管記』永和四年

十一月二十四日・同二十六日条によると、番頭引率の際もそれなりの報酬が出されているのである。

(24) 『後愚昧記』康暦元年四月二十八日条

(25) 『後深心院関白記』康暦元年八月二十五日条

(26) 『日本時代史』第七卷(早稲田大学出版部刊)、魚澄惣五郎『南北朝室町

時代史

- (27) 『後愚昧記』永徳三年六月二十六日条
(28) 『大外記清原良賢記』永徳二年四月十一日条
(29) このことは『福照院関白記』応永十年十一月十五日条にみえるが、近衛道嗣は『愚管記』永徳元年正月七日条に、義満の外弁勤仕の作法を賞して「右大將為外弁上首行之、其作法頗以優美天性之所稟歟」と記している。
(30) 『後法興院記』文明十四年三月甲戌(五日)条
(31) 藤直幹前掲書
(32) 『愚管記』永徳三年正月七日条

第三章 太政大臣辞任の前後

応永元年前後の二・三年という短期間に、義満の身分上に極めて注目すべき事件があつた。明徳四年九月十七日に左大臣を辞し、翌応永元年十二月十七日征夷大將軍職を子供の義持に譲り、自らは同年十二月二十五日太政大臣に任ぜられた。文字通り位人臣を極めたこととなる。ところが翌二年六月三日太政大臣の官を退き、同月二十日に出家している。以上の経歴から、いくつかの問題点が指摘できる。第一、義満は嘉慶二年左大臣を辞し、明徳三年還任している。その理由は何か。又それを僅かに九カ月で辞しているのは何故か。第二、征夷大將軍を当時九歳の子供に譲っているがその原因は何か。第三、平清盛以来、武家にしてはじめて太政大臣に任じられたことの意味は、又それは何故可能であつたのか。第四、僅か半年程で太政大臣の官を退き出家しているが、その理由は。以上の四点である。以下何故このような行為がとられたのかを個別

に検討し、この時期における義満の行動の意味を明らかにしておく。

まず第一であるが、義満が嘉慶二年に左大臣を辞した理由は明確でない。しかもそれは突然の辞任であつた。一般に辞官の場合、政治的事情に基づくか、病氣等の一身上の都合もしくは近親者の薨去等による忌服の例が考えられるが、義満の場合、忌服の事実はない。又辞官後、各地に遊山と称し、京をあとにしているから病氣などではありえない。すると義満をとりまく政治情勢の変化であらうか。いま義満が辞官後、各地に出遊したと指摘したが、確かに義満は辞官からいくらか経ない同年八月に富士山見物と称し、駿河方面に出かけたのはじめ、⁽¹⁾翌康応元年三月安芸の厳島参詣のため兵庫を出航している。⁽²⁾このように東西の大旅行の他に高野山等の近くの社寺に度々参詣・遊行している。ところでこの遊行の意味については、早くに田中氏の指摘されているように、⁽³⁾この遊行自体が各地の太守護勢力に対する牽制という極めて政治的性格をもつていたことが挙げられる。

義満が左大臣を辞したとき、彼は公家的な立場において公的地位を放棄したことになる。しかも左大臣が、当時、実質的な最高の執政の座であつたと考えられるから、その地位の放棄は、義満に執政の意欲を失わせたかの如くみえる。しかし義満の本質はいうまでもなく公家ではない。義満は公家的側面と武家としての側面との二面を兼備するが、より本質的に義満の立場を規定するならば、やはり武家として全国の統領としての立場を考えねばならない。武家の権威を確立する手段として公家

社会と接触をもった義満にすれば、左大臣就任で当初の目的であつた公家的身分の確立はほぼ達成された形となつたが、武家として全国支配を達成するためにはなお公家的權威の他に武力によつて裏付けられた武家の權力を示さねばならなかつた。武士が武士としての權威を誇示する上で必要なことは、とりわけ戦乱の最中において重要なことは、強者の論理というべきものである。そのために義満は各地の反対勢力を抑圧し、全国的な制覇を実現することを課題としていた。このような意味で、義満が左大臣を辞したのち各地に出遊していることは、執政への意欲を失つたどころか、より高度な政治性をもつて大守護といわれる諸武士を懐柔していつたことに注目しなければならぬであろう。義満が左大臣を辞去して以来、選任される約四年間の事跡をみると、反対勢力に対する攻撃等により、次第に全国統領としての地位を確立しつつあつたことがわかる。就中注目される三つの事例を挙げよう。

① まず管領職の交替が考えられる。かつて義満の幼少の際に彼を養育した執事細川頼之は他の守護大名の圧迫によつて失脚し、ついで任ぜられた斯波義将も明德二年交替させられた。⁽⁴⁾ これら管領の交替により、管領職自体はかつての鎌倉幕府の執権のような強力なものには成長しないで、將軍との間に断層を設け、將軍の權威を高揚させることになつたのである（この点については別の機会に論じたい）。

② 当時六分の一殿といわれ全国六十余国の守護のうち十一カ国を制覇していた山名氏の權勢は、容易に將軍といえどもその介入を不可能と

考えられていたが、いわゆる明德の乱において山名討伐を図ることにより、將軍家の權威を高めた。⁽⁵⁾

③ とりわけ注目されることは明德三年十月二十五日南北兩朝の講和の成立したことであろう。南北兩朝の抗争は五十七年の長期に亘り、祖父尊氏・父義詮が度々企図しながら成就しなかつた講和を義満がなし遂げたことは、彼の立場を一段と強化するものであつた。しかも各地における諸勢力の紛争の因がこの兩朝の対立抗争に関わつてゐる以上、その紛争の根源を絶ち切つたこと、それに止らず、ことが皇位繼承をめぐる争いに関わるだけに、その紛争の調停を図つたことは、義満の立場をいやが上にも不動のものにしたといえよう。

この他にもいくつかの事例が挙げられるが、⁽⁶⁾ いずれも將軍の実力を誇示する上で重要な役割を果たしたことはいうまでもない。このような武家の實力を背景に、義満は再度左大臣に選任したのであつた。義満が左大臣に選任された理由を明示する史料はなく、具体的根拠を解明できないが、義満によつて南北朝の講和がなし遂げられた際、義満の專權によつていわゆる南朝方にいくつかの条件が提示されたといふ。⁽⁷⁾ このような講和の条件を成就させるためには、前左大臣もしくは征夷大將軍というだけでは問題の処理を図ることが困難であつたのではあるまいか。恐らく左大臣の官は、義満が求めて就任したというよりも、逆に公家衆によつて求められたと考えられないであらうか。そのためかどうかはわからないが、義満はこの地位に執着しなかつたようで、それから僅か九カ月で

義満は再び左大臣の官を辞去し、辞官の翌日伊勢参宮のために室町第を出立した。⁽⁸⁾行遊に際し辞官することが慣例になつてゐるのならば、義満の行動も理解できないわけではないが、必ずしもそのようにいい切れない以上、⁽⁹⁾辞官の意味は不明とせざるをえない。そればかりか、それから一年ばかりして征夷大將軍の職を子供の義持に譲つてゐる。次に第二の問題である征夷大將軍辞任の意味を考えてみよう。

第二の將軍職譲渡の意味は、すでに述べられてゐるやうに將軍家の權威の確立のためにとられた処置と考えられる。⁽¹⁰⁾ときに義持は九歳であつて、まだ執政可能な年令に至つてゐない。それにもかかわらず、このやうな若年の義持に將軍職を譲つたのは足利將軍家の安泰を図るためであつた。官職の世襲化は、その官に就くものの權威を高揚させる。少なくとも誰でもがその官に就くことができるのではなく、特定の家筋のものに限られるということ、就中幼年にしてこの官を襲ふことのできる家柄ということ、他からの侵犯を許さなくしてしまふ。勿論世襲化が必ずしも絶對的な權威を示さないが、その官職自体に權威があるとき、その權威をもつ官に就任することは就任者に対するカリスマを形成することは當然であろう。義満も若年にして將軍職を譲られてゐるが、この場合は父義詮が病氣であつたという事情が存在したのに対して、義持の場合、父義満の健在な中に職を譲られ、その後も義満が執政しているとすると、將軍家の安泰を図ろうとする義満の意図をうかがうことができるのではあるまいか。

さてその点は措いてここでもう一つ注目しておきたいことは、義持は將軍宣下当日の応永元年十二月十七日に元服したが、この日正五位下左馬頭に叙任された点である。この叙爵については、当初朝廷では從五位下の位階を授けようとしたのであるが、義満がそれを不満としたため、朝廷では重ねて詮議し、正五位下に叙爵したのである。⁽¹¹⁾正五位下に叙爵することは、当時摂家の人々にしてはじめて可能であつて、他家の場合にはそれより低かつたのである。ところが前章でみたやうに、すでに義満は、摂家の行動をとつてゐることや、南北兩朝の講和を実現したという實質的に政界第一の功勞者という自負から、摂家の人々より低い叙位に對し不満を感じたとしても當然であつたろう。しかしここで更に注意を要するのは、義満のこのような態度が、ただ単に義満個人の資質・能力にかかわりのあることとして不満の意を表明してゐるのではなく、叙爵を通じて將軍家を摂家と同等の家格として確立しようとしたことを意味すると思われる点である。前章でも度々指摘したやうに、義満の行為に對し公家社会の中でなおそれに反発しつつも義満の個人的資質に基づいたその行為を黙認するところがあつたが、義持の叙爵の件は、家格の決定という点において多くの廷臣には容易に承認できないことであり、逆に義満はそのことによつて、義満個人の問題としてでなく、將軍家としての地歩を公家的身分秩序の中で確立しようとしたのではなかつたろうか。しかし公家衆にとつて、政治的な官職は、常に流動するから、たとえ義満が公家衆を凌駕しようとしても、その点は認めないわけにはいか

ないが、義満による家格の決定は、明らかに従来の公家社会における身分秩序を破壊することになる。義満の在世中、義満の権力に伏して認めた正五位下の叙爵も、彼の薨去後には従五位下を通例としている。⁽¹²⁾このことはこの問題に対する貴族層の反発がいかに根深いものであつたかを示している。ともあれ義満は義持の叙爵を通して従来行なつてきた撰家の行為を社会的にも——それが仮に義満一代のことであつても——家格の決定という形で認めさせたのである。

次に第三の問題を考えてみたい。義満はすでに公家社会の中で最高の家格である摂家に准拠する家格を掌中にしたが、摂関家を凌駕する実力を政治的・経済的にも保持している義満の最高官職が左大臣であることは、義満にとつて問題とならう。しかしいかに義満が権勢を揮うとしても、義満は源氏であつて藤原氏ではない。したがつて北家藤原氏に限定される摂関になることはできないが、源氏で太政大臣の位についたものは少なくないから、すでに源氏長者となつてゐる義満が太政大臣の補任を望んだとしても不思議ではない。『足利治乱記』によると、義満が太政大臣の位を希望したとき公家らは詮議し、武家にして太政大臣の先例はないからの理由で保留した。これに対し義満は憤つて、自ら日本国王となり、武家の細川・斯波・畠山等をもつて五摂家とし、土岐・赤松・仁木等をもつて七清華としてもよいと述べたため、驚嘆した公家らは義満の太政大臣就任を認めた⁽¹³⁾と記されている。いま『足利治乱記』の当該記事を直ちに信用することはできないが、少なくとも義満が太政大

臣の官に就くことを熱望していたと考えてもよいのではあるまいか。摂関になれないにしても、則闕の官といわれ、公家社会で最高の官職である太政大臣を武家である義満が極めたことは、義満が形式的にも公家社会の第一人者となつたことを意味するのである。

次に問題点の第四である太政大臣の辞任と出家の事情について考えると、義満があれほど執着した太政大臣の地位を投げ捨てたことはいかにも理解に苦しむが、恐らく義満にとつて太政大臣就任は、この官に在ることを目的としたのではなく、むしろ名実ともに公武の第一人者たることを宣言するための手段として重要であつたのであろう。又太政大臣辞退につづく彼の出家は、出家の後においてもなお公武両面における執政への心構えであつたことが明らかであり、⁽¹⁴⁾したがつて出家によつて俗界との縁を断ち切つたのではなく、田中氏らのいわれるように、むしろ公家的身分秩序のもつしがらみから離れたところにおいて、より自由な執政を図るためであつたと考えられる。この出家の事情をあわせて考えると、義満の太政大臣の辞官は、義満にとつて一つのステップであつたといふことになる。ともあれ義満は応永元年前後の極めて短期間に、公武両面において確固不拔の地位を築き上げたといえる。そしてこのことが以後晩年の義満の行動を可能にしたのであつた。

註

- (1) 『統史愚抄』(新訂増補国史大系本)
- (2) 『鹿苑院殿嚴島詣記』(『群書類従』第十八輯 紀行部)
- (3) 田中義成前掲書

- (4) 『執事補任次第』(『統群書類従』第四輯上 補任部)
- (5) 『明德記』(『群書類従』第二十輯 合殿部)
- (6) たとえば美濃国小島合戦(『和漢合符』明德元年十一月二十二日条)。
- (7) 三浦周行「南北朝合体条件につきて」(『史林』一七)
- (8) 『東寺王代記』(『大日本史料』第七)
- (9) 『荒曆』応永二年二月二十五日一条によると、太政大臣の官にいなが伊勢神宮に参詣している。
- (10) 臼井信義前掲書
- (11) 『春夜の夢』(『大日本史料』第七)
- (12) 例外的に正五位下もあるが、そのときは義持・義政等の権力に基づく。
- (13) 『足利治乱記』上、前將軍義満公任太政大臣事付公家喋憤事
- (14) 義満の出家に先立ち、後小松天皇は義満の出家を止めんとして室町第に行幸された。この後も度々勅使を室町第に送つて義満の出家を止めんとされたが、義満は後小松天皇に対する御返辞として「凡政道以下如此間可申沙汰参内以下毎事不可相替之由被申云々」と述べたと伝えられている(『荒曆』応永二年四月二十二日条・六月二十日条)。

第四章 日本国王と義満

応永二年正月七日、白馬節会に先立ち、義満は大相国拝賀のため参内しようとしていた。このとき、関白一条経嗣は扈從のため室町第を訪れている。義満の参内、或は行遊に公家の扈從していることは義満の摂家的行為として指摘したように必ずしも珍らしくはないが、公家の最高位者である関白が扈從することは稀有のことであつた。しかも経嗣の日記『荒曆』には、義満の出門に際し、院の拝礼の例に准じて関白自らは中門南切妻に降り、諸卿は庭上に立つて見送つたと記されているから、こ

のときの義満の行動は従前見られた摂家的行動と質を異にしている。又同月の踏歌節会に際しても、参内する義満の裾に関白が候しているのであるが、これらの事例は義満の地位が摂家を通り越し、むしろ上皇に近いことを暗示するものがある。又義満が將軍を辞し、更に出家した後においても政務に関与したことは、すでに指摘されたように院政と同じ形をとろうとしていたものであろう。⁽³⁾そして事実、出家後においても幕府の政令は義満から出ており、又これ以降、上皇に准ずる行動が義満の中にいくつもみられるのである。たとえば、義満は出家の後、鳥羽法皇・後白河法皇御登山の先例に准じ、行装を整えて叡山に登り、法皇受戒の儀に模したこと、⁽⁴⁾更に又神護寺常灯の点火を行なつた際も後白河法皇の例に准じていることもある。⁽⁵⁾その他いくつも例示できる。⁽⁶⁾

ところでこれらの行動は確かに上皇のそれを模したものではあるが、そのことをもつて、直ちに彼自身の意識においても上皇と同質のものを求めていたとすることは、適当ではない。行為は当然、意識を伴うが、しかし又意識は行為の中からも形成される。たとえば義満が応永三年崇光上皇に謁したとき、上皇は義満の盃をとつて飲まれたので義満は恐懼し、帰後十万疋を献上したという事例によれば、義満の行動が上皇に准拠するものがあつたとはいえ、なお意識の面で明確な一線の画されていたことは明らかであらう。⁽⁷⁾したがつてこの時点では義満の法皇に准拠した行動が、義満の意識の面において、直ちに上皇と同質化を意味したとは思えない。それにもかかわらず、義満に上皇に准拠した行動のみら

れることの意味は、義満の行動の範となる儀礼としては、公家の最高位者である摂家の例があつたが、すでに摂家を超越する権力をもつ義満にとつては、摂家の儀礼はその権力に相応するものではなく、しかもその上位の儀礼としては上皇のそれしか存在しないから、その意味で彼が上皇的行為をとつた（もしくは准ぜられた）と理解できるであらう。しかしながら義満の晩年における行動は上皇そのものであるばかりか、意識の面でも上皇に准拠しているものと思われる。それではこのような変化は、いつ、いかにして形成されたのであらうか。

その一つの転機と考えられるのは崇光上皇の崩御である。同上皇は応永五年正月十三日伏見殿において崩御されたが、⁽⁸⁾上皇は義満にとつていさか憚かるべき存在であり、⁽⁹⁾上皇の崩御は、義満をしてその遠慮から解放させたのである。上皇の崩御後、伏見殿におられた皇子栄仁親王は義満の命で山城指月庵に出家され、⁽¹⁰⁾ついで前皇太子直仁親王が萩原殿で薨去されると、萩原殿を栄仁親王に渡されるときに、義満は伏見殿を自らの山荘にしようとしたことがある。⁽¹¹⁾崇光上皇の在世中に考えられなかつたかかる行動が義満によつて行なわれたことは、崇光上皇の崩御が義満をいかに自由にさせたかを理解させよう。又同上皇の崩御によつて北朝系の太上天皇は一人もおられないこととなつたが、このことも又義満の意識の中に一つの転換をもたらしたものと考えられよう。そしてこれに対応するかのように、このころから義満の行為に対する公家らの態度に一つの変化が現われているのである。それは義満の行動を記した公

家の日記に、応永五年以降、渡御という語が使用されはじめてくることである。⁽¹²⁾このように一般丁寧なる敬語が義満の行動に対して用いられるようになったことは、当時の人々がこの時点で義満を従前の地位より更に高位にあるものと意識しはじめたことを示すのであり、更にいえば、義満を上皇に准ずるものとして意識しはじめたのであつたのかもしれない。勿論その場合でも義満の昵近の公家の日記に限られてはいるが、そのような限定を附した上で、なおこのような義満に対する公家らの意識の変化がそのまま義満の内に反映していつたと考えることは困難ではあるまい。しかし義満の行為が法皇に准拠させられても、なお義満の身分そのものは法皇に至るを得ない。したがつて、応永六年御齋会に准じて行なわれた相国寺七重大塔供養に仁和寺宮永助親王・青蓮院宮尊道親王等から扈從を申出られたが、義満がそれを辞退していることは、⁽¹³⁾なお彼の意識の中には皇室に対する遠慮のようなものがあつたためであらう。

義満のこのような遠慮めいたものを一掃したのは対明交渉を通じてである。すなわち応永九年周知のように義満は明国皇帝より日本国王の称号を贈られて⁽¹⁴⁾いるが、義満にとつてこの称号は、はからずも彼の身分を確定することとなり、以後、彼の明に遣す国書には「日本国王」と記しているのである。⁽¹⁵⁾いまその形式の是非は論外とし、たとえ外国からであつても彼が実質上の主権者として認められたことは、彼にとつては、従来僭越と批判されてきた行為が正当化されることになつたのであり、かくしてこの時以降意識の上でも太上天皇と同質化した行動が展開されて

いるのである。

以上のように考えてきたとき留意すべき問題点は、日本国王と天皇の関係である。義満の日本国王はあくまでも天皇ではない。天皇はすでに伝統的に認められた存在であり、しかも義満は天皇を否定していない。

義満にとつて日本国王とは南北朝の合一を実現し、全国諸大名を統御した最高権力者たるに相応しい地位と称号と考えられたものではなかつたらうか。義満が公家社会と接触をもち、公家的身分秩序に自らを位置づけた背景に、武家としての権威の確立があつたとすれば、武家独自の身分の確立が求められる。しかし現実には、それにふさわしい官職は存在しなかつたが、いま日本国王という称号を贈られることによつて、伊東多三郎氏のいわれる霸王という地位を確保できたのである。⁽¹⁶⁾この霸王と天皇との関係は、鎌倉時代のようにいわゆる権門体制論のいう公家と武家との二元的な政治形態ではなく、といつて天皇と日本国王は矛盾する二つの王でもなく、両者は重層的な関係でとらえられるものであらう。足利将軍の中で、義満の他にも義教・義政の二人が明国より日本国王の称号を贈られているが、彼らの場合においても天皇を否定するのではなく、むしろ日本国王というより日本大臣という意識で外交交渉に當つてゐる例のあることも考慮すべきであらう。⁽¹⁷⁾もつとも義満と以後の将軍とを一律に論ずることは適當ではない。義満は早くに後小松天皇の後見人としての自覚をもち、実質的に彼自身、上皇と同様の行為を行なつてゐるから、義満の日本国王の称号には、現実には日本国最高の主権者という

意識はあつたであらう。しかしそれは現実の政治の場で行なわれたとしても、日本国の統治体制の上において、義満はやはり天皇を理念的な統治者とし、現実的な統治者としては日本国王を考えていたとしてもよいのではないだろうか。かくしてこのとき以降、義満自身、日本国王であり、意識の上でも太上天皇と同様の行動が展開されたのである。応永十三年に彼の夫人日野康子が国母に准ぜられ、⁽¹⁸⁾ついで翌十四年院号宣下を蒙つて北山院と称せられ、⁽¹⁹⁾又十五年に義満は愛子義嗣と同車して童殿上を行ない、⁽²⁰⁾ついで北山第に天皇の行幸を迎え、義嗣はいまだ童躰にして異例の天盃を賜わつてゐる。⁽²¹⁾そして間もなく、義嗣は内裏において親王の元服に准じて加冠の儀を受けた。⁽²²⁾いずれも皇族に准ずる行為であつて、かつてのように義満個人の行為の問題ではなく、その一族も又皇族に准ぜられてゐる。義満にとつて得意の絶頂であつたらう。しかしあまりにも皮肉なことに義嗣の元服から十日ばかりの後の応永十五年五月六日、義満の薨去が伝えられてゐる。一代の栄耀栄華を極めた義満の意外にあつけない最期であつた。

位人臣を極め、又実質的に政治権力の最頂点に位置づけられていた義満は、妻子をも皇族と同等の地位に置くことによつて、或は、自らも太上天皇の尊号宣下を受けることを期待していたのかもしれない。かつて南北朝の合一の後の応永元年二月、後亀山天皇に尊号宣下を行なつた際、北朝の公家の間に抵抗があつた。⁽²³⁾この理由は、北朝の立場においては、後亀山天皇の即位はもとより認められず、又皇位に就かない皇族に

対する尊号宣下の先例に、天皇の父或は皇太子に対して行なわれたことはあるが、後龜山天皇の場合はこの例にも該当しないから尊号宣下は妥当でないとするところにあつた。しかし公家らの反対をおして義満によつて太上天皇尊号宣下が行なわれたことは、尊号宣下の新例を開いたものであつた。この新例は北朝の立場に立てば、天皇でも、皇太子でもなく、又天皇の父でなくとも、太上天皇となりうる道を開いたものといえよう。義満の場合、公武に亘る絶大の権力を把握した上、後円融上皇の崩御後、後小松天皇の後見人的立場にあつたこと、又度々指摘したように法皇に准ずる行動をとり得たことをもつて、皇族と非皇族との混同すべからざる本質的差異を無視して、この新例の対象となりうるものと考へられたのではなからうか。しかも彼の夫人が国母に、又子供が親王に准ぜられたとすれば、当然義満がそれと対等の身分を必要とするが、それは太上天皇以外にありえない。したがつて義満が太上天皇尊号宣下を期待していたことは強ち無理ではないかもしれない。それだからこそ義満薨去の三日後に、恐らく義満の遺志を受けて、彼に尊号追贈のことが公家の間で出されたとしても少しも不思議なことではなかつた。しかしそれは足利義持の固辞によつて成就しなかつたのである。⁽²⁵⁾

註

- (1) 『荒曆』 応永二年正月七日条
- (2) 『同右』 応永二年正月十六日条
- (3) 田中義成前掲書
- (4) 『荒曆』 応永三年八月二十三日条、『統史愚抄』 応永三年九月二十一日

条

- (5) 『神護寺文書』 応永三年十月二十一日(『大日本史料』^{第七})
- (6) 応永五年八月七日、萩原宮を猶子として観修寺に入寺させていることなどその一例である(『兼敦朝臣記』)。
- (7) 『荒曆』 応永三年三月二十八日条。なお応永九年三月十二日に後龜山院に拝謁したときも同様のことがあるが、これは先例に准じたものと考えられる(『吉田家日次記』)。
- (8) 崇光院が伏見殿で崩御されたことは『皇年代略記』(崇光院の項)にみえる。
- (9) 義満は後円融天皇の御受禪、後小松天皇の御受禪等に際し、しばしば崇光上皇の愍慮の無視を行なつたといわれているが(村田正志『註證椿葉記』二八頁・三一頁参照)、しかし崇光上皇が明德三年十一月晦日に出家されたのちにも、なお義満には遠慮があつたことであらう。
- (10) 『庭田経有日記』 応永五年六月二十六日条に、栄仁親王の出家について「俄如此之御進退併彼相国申沙汰也」とある。
- (11) 『椿葉記』(『群書類従』^{第三輯} 帝王部)
- (12) 義満に対する渡御の使用例は『大日本史料』(七)に引く『官務雅久所進記案』にみえるのが一番早い、この記録は文明十七年六月七日に記されたものであるから、『迎陽記』 応永五年二月二十九日条が史料上の初見と思われる。これ以降『吉田家日次記』 応永五年三月十二日条、『兼宣公記』 応永八年十月二十四日条等にみえる。
- (13) 『相国寺塔供養記』(『群書類従』^{第二十四輯} 轉家部)
- (14) 『善隣国宝記』によれば、建文四(応永九)年二月初六日付の明からの国書に「咨爾日本国王源道義」とあつて、明皇帝より日本国王に封ぜられ、のち永楽六(応永十五)年十二月二十一日付の明の国書をみると明皇帝より「恭献王」の称号が贈られている(『統群書類従』^{第三十輯} 上雜部)。
- (15) 『善隣国宝記』(前掲)
- (16) 伊東多三郎「將軍日本国王と称す—その史的意義—」(『日本歴史』六〇)

(17) 『満濟准后日記』永享六年六月三日条

(18) 応永十三年十二月二十七日、後小松天皇の御生母通陽門院の崩御に当り、義満は、一代兩度の諒闇は不吉であると、四条天皇の例をもつて日野康子を国母に准じた。この経過については、臼井氏の前掲著書に詳しい。

しかし次の点に留意したい。准母宣下の前日、『荒暦』の応永十三年十二月二十六日条によれば、この時、義満の意向をうけた日野大納言重光は、東坊城長頼を関白一条経嗣のもとに遣し、康子を国母に准ずべく工作をしている。このことは、義満自身、明国より日本国王の称号を贈られ、上皇的行為をとっていたにせよ、なお彼自らの専決にもとづかず、関白を通して義満の意を実現させようとしているのである。ここにも、義満の公家化を考える上で重要な一面がひそんでいるといえよう。すなわち義満は、公家社会を否定することなく、そしてそれを自らの支配の体系の中にくみ入れたのであるが、この場合にも公家社会のルールを一面において尊重しながら、自己の意志貫徹しているのである。この点についてはなお論すべきことも多く、後日を期し、問題点の指摘にのみ止めておこう。

(19) 院号定めの際をつたえるものに『教言卿記』・『荒暦』等の応永十四年三月五日条がある。又、『迎陽記』によると、同月二十三日には入内の儀を行なっている。この儀の詳細は『北山院御入内記』(『群書類従』第二十九巻 雑部)につたえられている。

(20) 『教言卿記』応永十五年二月二十七日条

(21) 『北山殿行幸記』(『群書類従』第三輯 帝王部)

(22) 『教言卿記』応永十五年四月二十五日条、『統史愚抄』(前掲) 同日条

(23) 『荒暦』応永元年二月七日・同二十一日条

(24) 『同右』応永元年二月二十三日条

(25) 『東寺執行日記』応永十五年六月六日条

あとがき

四章に亘り義満の生涯を公家社会との関連で考察してきた。すでに先学によつて明らかにされていた問題を、再度取上げたところもあるが、義満の生涯の中でいくつかの転換期を設定し、それぞれの時期における意味を考えながら、義満が公家社会の中で何を求めていたかを捉えようとした。

勿論以上の考察ですべてが明らかにならない。序章でも触れたし、本論でも再三論じたように公家化した義満の現象面にのみとらわれずにその行動を子細に考えてみれば、義満の本質はあくまでも武士にある。したがつて義満の公家化の跡を考えてきたが、それは、義満を理解する上での、極めて限られた一面であつたにすぎない。しかし又この一面を考えることこそ義満の武家としての本質を理解する鍵となるものと思う。大方の御批判、御叱正を賜わり、機会を改めて足利將軍義満の、より本質的な面を考えてみたいと思う。